

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

— フードバンクの 8 月申請受付の終了のお知らせ —

フードバンクの交付申請受付は、令和 7 年 8 月 22 日（金曜日）をもって終了したのでお知らせします。多数の交付申請ありがとうございました。

なお、当協会におけるこども食堂・こども宅食の交付申請の受付は、令和 8 年 3 月 20 日(金曜日)まで受け付けております。交付申請にあたっては、別紙『こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について』をご覧ください。

一般財団法人 日本穀物検定協会
担当者：栗原、山下
TEL：070-7431-8806、
080-9800-2064
E-mail：foodinfo@kokken.or.jp

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

令和7年4月、当協会は、こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付に係る受付・審査等の業務を農林水産省から受託しました。

交付申請の受付・審査等の業務につきましては、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

【交付申請について】

1. 交付申請期間

(1) こども食堂・こども宅食

令和7年4月25日（金曜日）から令和8年3月20日（金曜日）までの間は、当協会へ申請してください。

(2) フードバンク

フードバンクの交付申請につきましては、令和7年8月22日（金曜日）をもって終了しました。

2. 申請方法

申請様式に必要事項を記載の上、定められた資料を添付し、3の提出先にメールで申請してください。

3. 提出先

「一般財団法人 日本穀物検定協会」

✉ : foodinfo@kokken.or.jp

4. 問合せ

不明な点がございましたら、次のいずれかの電話番号、または3のメールアドレスまでお問い合わせください。

(1) 対応時間

平日9時00分～18時00分（12時00分～13時00分の間を除く）

(2) 電話番号

・070-7431-8806

・080-9800-2064

(3) 担当者：栗原、山下

5. 交付申請等の様式

申請書類等の様式は、下記リンク先の農林水産省 HP からダウンロードできます。

・[こども食堂・こども宅食の申請様式等](#)

・[フードバンクの使用報告（使用予定報告）様式等](#)

6. 交付申請書、使用報告書を提出する際の注意事項

(1) メールでの送信は1件当たり7MB以内をお願いします。

(2) 交付申請書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください。

こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体の交付申請書（団体名）」

（３）使用報告書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください

①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書（団体名）」

②フードバンクの場合

「フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書（団体名）」

（４）フードバンクの交付申請において、令和６年度の交付者については、交付を受けた備蓄米の使用を終えているか又はおおむね２か月以内に終える予定でないと申請できません。

【使用確認等調査の実施について】

交付された政府備蓄米の使用状況等について、調査を行う場合があります。

一般財団法人 日本穀物検定協会

担当者：栗原、山下

TEL：070-7431-8806、080-9800-2064

E-mail：foodinfo@kokken.or.jp